街づくり審査会について

資料３

多摩市街づくり条例とは・・・

多摩市では、市民・事業者・市との協働により、誰もが快適で安心して住み続け、魅力ある街づくりを実現するための制度として、平成 18 年 12 月に「多摩市街づくり条例」を制定し、平成 19 年６月に施行しました。

◆条例の目的・理念

街づくりは、充実した都市基盤や豊かな緑を大切にし、地域の特性を生かしながら、調和した街並みや景観などの恵まれた環境を守り育てていくと共に、市民・事業者・市がそれぞれの責任と役割を自覚し、協働の取り組みによって実践していかなければなりません。

この条例は、長期的な街づくりの目標や地域の街づくりイメージなど、大きな方向性を示した「多摩市都市計画に関する基本的な方針」の実現に向け、市民が主体となり街づくり活動に取り組む仕組みや良好な開発事業へ誘導する手続きなどを盛り込んだ街づくりのルールです。

◆　市民・事業者・市の役割について

市民・事業者・市が、信頼と協調を基本原則とし、相互に協力し適切な役割を果たして、協働による街づくりに取組むための役割と責務を定めています。

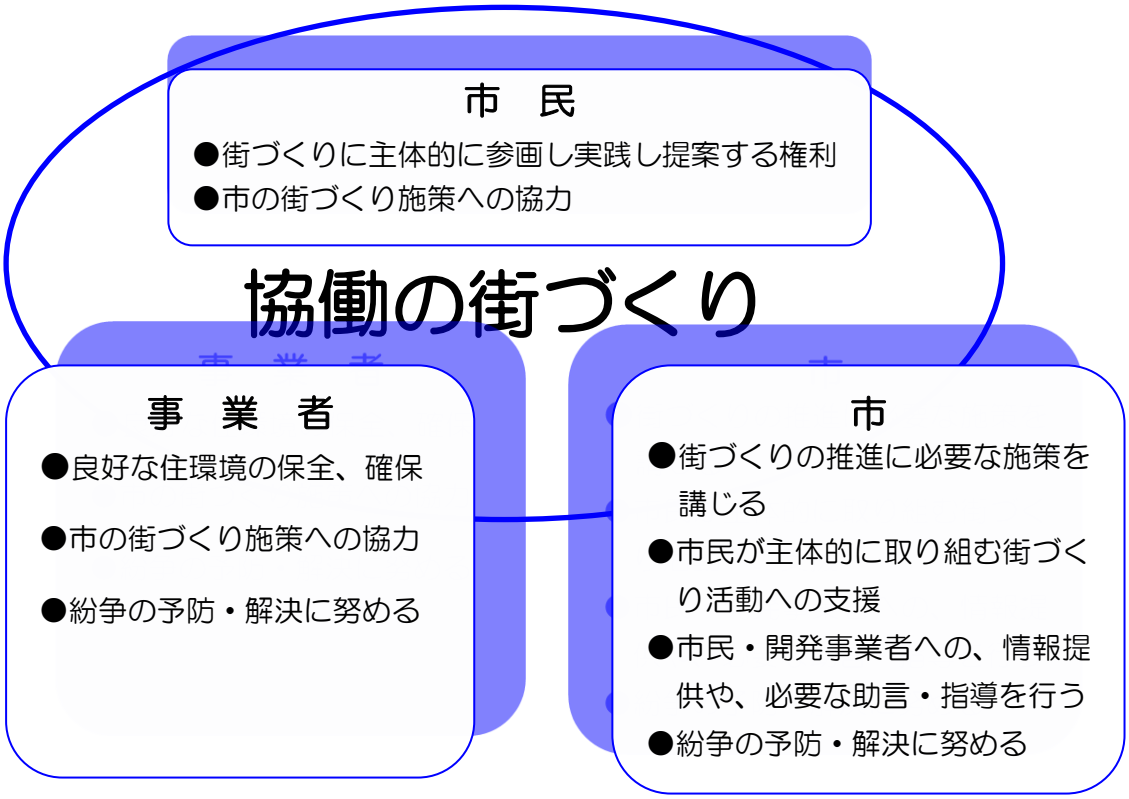

多摩市街づくり審査会

（多摩市街づくり審査会）

第８条　この条例の目的を達成するため、多摩市街づくり審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

２　審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、答申するほか、当該事項について市長に意見を述べ、提案することができる。

（１）　地域街づくりに関する事項

（２）　テーマ型街づくりに関する事項

（３）　街づくり促進地区に関する事項

（４）　都市計画の提案等に関する事項

（５）　開発事業に関する事項

（６）　大規模土地取引行為に関する事項

（７）　大規模開発事業に関する事項

（８）　表彰に関する事項

（９）　調整会の開催に関する事項

（10）　多摩市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 13 年多摩市条例第 27 号）に規定する建築物の高さの最高限度の特例認定に関する事項

（11）　市が定める多摩都市計画高度地区に係る特例の認定及び許可に関する事項

（12）　その他市長が市の街づくりの推進を図るために必要があると認める事項

令和３年度街づくり審査会開催状況

回数	開催日	開　催　内　容
1	令和3年6月7日～6月21日 [書面開催]	・会長、会長代理、調整会委員の選出について[審議]※1件
2	令和3年9月15日	・大規模土地取引行為の届出に伴う助言について[審議]※1件 ・ニュータウン再生について[報告]※1件
3	令和3年12月16日	・多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画事後評価に係る意見聴取について[審議]※1件
4	令和4年2月11日～3月11日 [書面開催]	・地域街づくり協議会の認定について[審議]※1 件 ・大規模土地取引行為の届出に伴う助言について[審議]※1件
5	令和4年3月28日	・多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画事後評価シートへの反映結果について[報告]※1 件 ・多摩センター駅周辺のまちづくりに係る意見について[伺い]※1件